

「令和6年度高齢者eスポーツ体験会開催事業」
業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

高齢者の社会参加を促進し、ひいては介護・認知症予防を図るため、高齢者を対象としたeスポーツ体験会を開催する。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 令和6年度高齢者eスポーツ体験会開催事業
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託金額 2,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール（予定）

- (1) 公告 令和6年5月10日（金）
- (2) 質問票提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時
- (3) 企画提案書等提出期限 令和6年6月7日（金）午後5時
- (4) 選定結果通知・公表 令和6年6月下旬
- (5) 契約の締結 令和6年7月上旬

4 参加資格

(1) 単独事業者による参加

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①石川県内に事業拠点を有すること。
- ②平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、企画提案書の提出日において、競争入札参加資格を有する見込みであること（県の指名停止の措置を受けている者を除く）。

（参考）令和6・7年度における競争入札参加者資格審査申請（物品等）【随時受付】

【HP】 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/shikaku/shikaku6-7_buppin3.html

【申請先】 石川県総務部管財課用度グループ TEL (076)225-1262

※毎月1日から15日までの申請受付分は翌月1日が、毎月16日から月末までの申請受付分は翌月15日が登録見込日となるので注意すること。

- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しない者であること。

- ④次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において滞納していない者であること。

(2) 共同事業体による参加

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①構成員のいずれかが上記（1）①及び②の条件を満たすこと
- ②すべての構成員が上記（1）③から⑤のすべての条件を満たすこと
- ③各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同事業体の構成員となっていないこと

5 募集方法

県ホームページにプロポーザル実施の案内を掲載する。

6 内容に関する質問受付

(1) 受付期間 令和6年5月24日（金）午後5時まで

(2) 受付方法 別紙の質問票により、メールまたはFAXで行うこととする。
※件名は「高齢者eスポーツ体験会開催事業に関する質問」とすること。

送付先：メール kaigo@pref.ishikawa.lg.jp

FAX 076-225-1418

(3) 回答方法 県ホームページに掲載

7 参加申込書及び企画提案書の提出について

(1) 提出書類（基本的にA4サイズとすること）

書 類	部 数	様 式	備 考
①参加申込書	1部	ホームページよりダウンロード	
②企画書	8部	任意	下記（2）の作成要領に従って作成すること。
③見積書	1部	任意	提出時点でできる限り詳細に積算すること。
④事業者概要	1部	任意	組織概要、担当者連絡先、本事業の目的に類似または関連する活動実績を記載すること。

※②③については、事業者名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。

(2) 企画提案書の作成要領

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえ、別紙評価項目も参考に、次に示す事項を盛り込むこと。

項目	備考
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業実施にあたっての人員体制 ・必要機材の保有状況(今回新たに購入する機材は除く) ・実施スケジュール 等
②eスポーツ体験会(通いの場等)の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・体験会、世代間交流会のプログラム(タイムスケジュール) ・体験会は参加する高齢者にとって理解しやすく、楽しむことができる工夫 ・世代間交流会は高齢者・地域住民や子どもの参加者が楽しめる工夫
③eスポーツ交流会(被災市町)の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会プログラム(タイムスケジュール) ・仮設住宅等に生活する被災高齢者等が楽しむことができ、住民同士の親睦や生活の活性化につながるような工夫
④危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント保険の加入内容 ・体験会等実施にあたっての感染症対策内容 等
⑤過去の実施実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の内容に類似する過去の実施実績内容 ・当該実績を踏まえ、本事業で活用できる内容 等
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載の内容以外の追加提案 等 <p>(例：認知機能の効果測定、他の通いの場等のオンライン参加)</p>

(3) 提出方法

郵送または持参にて下記まで必要部数を提出すること。(郵送の場合は期限内必着)

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1-1

石川県長寿社会課 高齢者eスポーツ体験会開催事業 担当者宛て

期限：令和6年6月7日(金)午後5時必着

(4) 留意事項

- ①一提案者が複数案を提出することは認めない。
- ②提出後の追加・訂正は認めない。(ただし、軽微な訂正等県が認める場合を除く。)
- ③プロポーザルに関する資料の作成に係る費用は提案者側の負担とする。
- ④提出された提案書は返却しない。
- ⑤プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しない。
- ⑥審査に必要な範囲で提案書を複製することがある。

8 プロポーザルに係る失格要件

以下に該当する者は、プロポーザル参加の資格を失う。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 仕様書に定める条件に従わない場合
- (3) あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- (4) その他公正な競争を妨げる恐れのある行為等を行い、または行おうとした場合

9 審査の実施

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査方法

- ①提出書類等の内容について、提案内容、事業実施能力や経験の有無等を評価、採点し、最も優れた提案者を選定する。
- ②評価項目は別紙参照。
- ③提案内容等について、事業者に対して疑義照会する場合がある。
- ④審査内容は公表しない。
- ⑤選定結果は別途審査会参加者宛てに通知するが、審査・選定結果に関する質問や異議申し立ては認めない。

10 契約締結

審査の結果、選定された契約候補者と県との間で、企画書を基に委託内容、経費等について再度協議を行い、双方の合意が得られた後、契約を締結する。

11 問い合わせ先

石川県金沢市鞍月 1 - 1

石川県長寿社会課地域包括ケア推進グループ（担当 辻野、齋藤）

TEL 076-225-1498

FAX 076-225-1418

メール kaigo@pref.ishikawa.lg.jp